

母子父子福祉

配偶者との死別あるいは離婚により母子家庭または父子家庭になった世帯の親は、一家の柱となり生計を維持するとともに、子どもの親として子どもを養育していかなければならないという、二重の負担を背負っています。そのため母子家庭または父子家庭の福祉向上のために特別な援助が必要であり、母子または父子の福祉対策として、母子父子自立支援員による、母子及び父子福祉資金貸付制度等の諸制度を設けています。(平成26年10月より母子及び父子並びに寡婦福祉法が施行されました。)

1 母子父子自立支援員

本区では、生活福祉課に母子父子自立支援員を配置し、母子及び父子並びに寡婦福祉法による相談支援、資金の貸付、児童福祉法による母子生活支援施設入所等により母子家庭等の自立支援を図っています。

相談支援状況（延件数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅 母子生活支援施設	36	39	122	92	43
生活保護	36	31	99	86	21
家庭紛争	15	9	28	20	13
就 労	233	172	358	332	318
養 育	18	16	107	86	113
母子及び父子福祉 資金	658	573	356	374	300
児童扶養手当 母子年金	11	6	22	25	34
医 療	10	21	188	113	8
その他（教育等）	222	237	882	818	666
計	1,239	1,104	2,162	1,946	1,516
訪問調査指導	7	5	15	13	6
相談実人員	326	327	269	317	302

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

2 母子及び父子福祉資金

母子家庭の母又は父子家庭の父等で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対して資金貸付を行い、経済的自立、生活意欲の助長を図ることを目的とした、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子及び父子福祉資金貸付制度があります。

資金の種類には、事業開始、事業継続、技能修得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、就学支度、修学の12種類の資金があり、資金の種類によって6ヵ月から1年の据置期間において、3年から20年以内に返還していただき、利子は無利子（ただし、例外があります。）となっています。

(1) 資金の種類

東京都母子及び父子福祉資金一覧

(令和6年4月1日現在)

資金の種類	対象	貸付金の内容	金額の限度	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母・父・団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,470,000円 母子・父子福祉団体の場合 5,220,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子 ※2
事業継続資金	母・父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料を購入する資金	1,740,000円	貸付の日から6か月	// 7年以内	無利子 ※2
技能習得資金	母・父	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金	知識技能を習得する期間中 (5年以内) 月額68,000円	習得期間満了後1年間	// 20年以内	無利子 ※2
※1 修業資金	児童	児童が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を修得させるため必要な資金	高校3年在学時に就職を希望する児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000円		// 20年以内	無利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円 通勤のために自動車を購入する場合 340,000円	貸付の日から1年間	// 6年以内	無利子 ※2 (父・母)
医療介護資金	母・父又は児童	医療又は介護を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	// 5年以内	無利子 ※2
生活資金	母・父	1. 技能習得又は医療介護期間中の生活を維持するために必要な資金（技能5年以内、医療1年以内） 2. 母子又は父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金（貸付期間3か月以内） 3. 失業している期間中（離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金 4. 家計急変（※4）による収入の激変緩和のために必要な資金（貸付期間原則3か月以内）	一般 月額108,000円 (生計中心者でない場合) 74,000円	技能習得期間満了後6か月	// 20年以内	無利子 ※2
			技能習得期間中 月額141,000円 養育費取得のための裁判費用の場合 (12月相当) 1,296,000円	医療又は介護期間満了後6か月	// 5年以内	
			家計急変 児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	生活安定貸付期間満了後6か月	// 8年以内	
			失業貸付期間満了後6か月	// 5年以内		
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修（構造部分の修繕）又は保全に必要な資金	1,500,000円	貸付の日から6か月	// 6年以内	無利子 ※2
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設、購入の場合 2,000,000円		// 7年以内	

資金の種類	対象	貸付金の内容	金額の限度	据置期間	償還期間	利子				
転宅資金	母・父	転居に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	//	// 3年以内	無利子 ※2				
結婚資金	児童	児童の結婚に際し必要な資金	320,000円	//	// 5年以内	無利子 ※2				
就学支度資金	児童	小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	小学校入学者 64,300円 中学校入学者 81,000円	中学校卒業後6か月		据置期間 経過後 20年以内 （専修学校 一般課程 のみ5年以内）	無利子			
		高校、高専、専修学校、短大、大学、大学院に入学するために必要な資金	専修学校（一般課程）又は公立の高校もしくは専修学校（高等課程） 160,000円 私立の高校又は専修学校（高等課程） 420,000円 国公立の大学、短大、高等専門学校又は専修学校の専門課程 420,000円 私立の大学、短大、高等専門学校又は専修学校の専門課程 590,000円 国公立の大学院 380,000円 私立の大学院 590,000円	卒業後6か月						
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	習得期間満了後6か月		// 5年以内				
※1※3修学資金	児童 （高校・短大・大学・大学院・高専又は専修学校に修学させるために必要な資金）	学 校 種 別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考		
		高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自宅学	27,000	27,000	27,000			償還期間： 据置期間経過後 20年以内（専修学校（一般課程のみ5年以内）） 据置期間： 卒業後6か月 利子：無利子
				自宅外学	34,500	34,500	34,500			
		私立	自宅学	45,000	45,000	45,000				
			自宅外学	52,500	52,500	52,500				
		高等専門学校	国公立	自宅学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
				自宅外学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
			私立	自宅学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
				自宅外学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
		専修学校（専門課程）	国公立	自宅学	67,500	67,500				
				自宅外学	78,000	78,000				
			私立	自宅学	89,000	89,000				
				自宅外学	126,500	126,500				
		短期大学	国公立	自宅学	67,500	67,500				
				自宅外学	96,500	96,500				
			私立	自宅学	93,500	93,500				
自宅外学	131,000			131,000						

	大 学	国公立	自 宅 学	71,000	71,000	71,000	71,000		
			通 宅 外	108,500	108,500	108,500	108,500		
		私立	自 宅 学	108,500	108,500	108,500	108,500		
			通 宅 外	146,000	146,000	146,000	146,000		
	大 学 院	修士課程相当		132,000	132,000				
		博士課程相当		183,000	183,000	183,000			
	専修学校（一般課程）			54,000	54,000				

※1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当の相当額を加算した額が貸付限度額になります。

※2 原則、連帯保証人を立てていただき、無利子での貸付けとなります。（収入を明らかにする書類及び生活収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、連帯保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、利子は年1%）

※3 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円（年収目安900万円）を超える場合は別限度額の適用となります。

※4 次のいずれの要件にも該当する場合となります。①児童扶養手当法に基づく児童扶養手当等を受給していないもの、②貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が、扶養親族及び扶養親族でない児童の有無・数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満である者

(2) 母子及び父子福祉資金貸付件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	26	16,513,748	19	25,025,936	26	16,513,748	15	10,290,704	10	9,487,800
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生 活	2	1,365,000	0	492,000	2	1,365,000	0	0	0	0
住 宅	1	1,500,000	0	1,292,220	1	1,500,000	0	0	0	0
転 宅	1	260,000	0	0	1	260,000	0	0	0	0
就学支度	1	150,000	0	787,933	1	150,000	1	300,000	1	590,000
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	31	19,788,748	19	27,598,089	31	19,788,748	16	10,590,704	11	10,077,800

(3) 母子及び父子福祉資金償還件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	延件数	金額	延件数	金額	延件数	金額	延件数	金額	延件数	金額
事業開始	40	599,386	72	992,173	44	600,200	21	285,054	32	432,324
事業継続	7	78,764	105	611,339	74	710,766	51	499,788	22	213,270
修学	3,187	32,994,279	3,441	34,707,937	3,314	31,591,170	2,923	34,801,978	2,986	35,970,678
技能習得	56	285,945	57	346,080	65	421,080	53	281,250	36	170,035
修業	29	74,438	42	144,801	24	97,200	5	20,250	19	58,941
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	6	30,000	0	0	0	0	6	30,000	12	60,000
生活	346	1,806,467	449	2,217,644	374	2,205,506	284	1,798,724	196	1,249,744
住宅	13	267,466	12	215,400	98	897,302	23	556,183	24	455,400
転宅	58	253,511	44	151,155	67	303,384	7	71,320	1	10,000
就学支度	1,974	6,019,157	1,784	5,034,425	1,593	5,375,338	1,614	4,958,765	1,507	4,360,638
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,728	42,445,413	6,006	44,420,954	5,653	42,201,946	4,987	43,303,312	4,835	42,981,030

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

3 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合は、本人からの申込みにより実情を調査し、必要があれば母子生活支援施設において母子保護を実施します。※世帯の所得に応じて費用負担があります。

(1) 入所状況

(令和6年3月31日現在)

所在地	施設名	協定世帯数	入所世帯数	入所人員
墨田区	ベタニヤホーム	2	2	4
新宿区	のぞみ荘	1	1	3
府中市	白鳥寮	1	1	3
計		4	4	10

(2) 年度別入所状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
墨田区 ベタニヤ ホーム	協定世帯数（月）	0	2	2	4	2
	入所世帯数（延）	0	18	24	16	24
	入所人員（延）	0	36	48	32	48
荒川区 ハイツ 尾竹	協定世帯数（月）	2	1	1	0	0
	入所世帯数（延）	16	12	8	0	0
	入所人員（延）	32	24	16	0	0
あきる野市 代 ホーム きずな	協定世帯数（月）	1	1	0	0	0
	入所世帯数（延）	2	8	0	0	0
	入所人員（延）	8	32	0	0	0

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世田谷区 母子生活 支援施設 かわだ	協定世帯数（月）	0	1	1	0	0
	入所世帯数（延）	0	10	7	0	0
	入所人員（延）	0	20	14	0	0
世田谷区 ナオミ ホーム	協定世帯数（月）	1	0	0	0	0
	入所世帯数（延）	4	0	0	0	0
	入所人員（延）	16	0	0	0	0
府中市 母子生活 支援施設 白鳥寮	協定世帯数（月）	0	1	1	0	1
	入所世帯数（延）	0	5	12	0	12
	入所人員（延）	0	15	36	0	36
八王子市 リフレ ここのえ	協定世帯数（月）	0	1	1	1	0
	入所世帯数（延）	0	9	12	5	0
	入所人員（延）	0	18	24	10	0
昭島市 サンライズ 万世	協定世帯数（月）	0	1	1	0	0
	入所世帯数（延）	0	6	2	0	0
	入所人員（延）	0	12	4	0	0
横浜市 むつみ ハイム	協定世帯数（月）	0	0	1	1	1
	入所世帯数（延）	0	0	11	12	2
	入所人員（延）	0	0	22	24	4
新宿区 のぞみ荘	協定世帯数（月）	0	0	0	0	1
	入所世帯数（延）	0	0	0	0	9
	入所人員（延）	0	0	0	0	27
計	協定世帯数（月）	4	8	8	6	5
	入所世帯数（延）	22	68	76	33	47
	入所人員（延）	56	157	164	66	115

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

4 入院助産

出産時に分娩・入院の費用を支払うことが困難な妊産婦（要件あり）に対して、その費用を支給します。

制度を利用した方は、所得等に応じた自己負担金があります。

入院助産取扱件数（申請受理年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都立病院	0	1	1	0	0
都立病院以外	1	1	0	1	0
計	1	2	1	1	0

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

5 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

（事業開始 平成20年度/平成25年度から父子家庭の父も対象）

区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父が、就労する際に必要な教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を支給します。（平成25年度より、父子家庭の父も対象）

① 対象要件

ア 児童扶養手当を受給していること、又は当該手当支給を受けている者と同様の所得水準に

あること

イ 教育訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められること

ウ 過去の自立支援教育訓練給付金を受給したことがないこと

② 支給内容

ア 受講のために支払った費用の6割相当額（講座により上限額あり）

イ 雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額分の支給

③ その他

ア 受講前に、対象講座の指定を受けるための面接と申請手続きが必要です。

イ 修了後30日以内に、訓練給付金の支給を受けるための申請をすることで、支給されます。

④ 申請件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座指定申請者	3	2	3	1	3
給付金支給申請者	3	2	1	0	1

（生活福祉課母子父子・女性支援担当）

6 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

（事業開始 平成20年度／平成26年度に母子家庭高等技能訓練促進費等事業から名称変更）

区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業する際に有利で生活の安定が図られる資格・技能取得に向けて修業する際、生活の負担の軽減を図るため、訓練促進費等を支給します。

① 対象要件

ア 児童扶養手当を受給していること、又は当該手当支給を受けている者と同様の所得水準にあること

イ 対象資格を取得するための養成機関において6月以上の課程に修業し、資格の取得が見込まれること

ウ 就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

エ 過去に給付金の支給を受けていないこと

② 対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格（令和3年4月より追加）等

③ 支給内容

ア 訓練促進給付金

（旧訓練促進費 平成26年度より名称変更）

住民税非課税世帯の場合は月額100,000円、住民税課税世帯の場合は月額70,500円を支給。

※上限4年

※養成機関における最終学年のみ月額40,000円加算。

イ 修了支援給付金

（旧入学支援修了一時金 平成26年度より名称変更）

住民税非課税世帯の場合は 50,000 円、住民税課税世帯の場合は 25,000 円。

修了後 30 日以内に申請することで支給されます。

④ 支給件数

訓練促進給付金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	5	5	6	6	9
支給期間(月)	60	58	45	64	93

修了支援給付金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	6	1	1	1	1

(生活福祉課母子父子・女性支援担当)

7 ひとり親家庭子育て訪問支援券事業

(事業開始 平成 14 年度)

ひとり親家庭において育児の援助が必要になった場合に、安全なベビーシッターサービス等を利用し、安心して子育てができるよう支援するため、ひとり親家庭子育て訪問支援券を交付しています。

※平成 14 年度から平成 29 年度まで実施していた「ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業」は平成 30 年度から「ひとり親家庭子育て訪問支援券事業」に統合しました。

① 対象家庭

文京区内在住の小学校 6 年生以下の児童がいるひとり親家庭

② サービス内容

ア 保育サービス

児童の保育(病後児保育含む。)、食事の世話、沐浴、保育施設、習い事等への送迎等

イ 育児援助に付随して行う家事援助サービス

居室の片付け・掃除、洗濯物干し・取り込み、食事の準備、生活必需品の買物等

③ 利用要件

理由を問わず、年間 24 枚(または 36 枚)を利用することができます。

また、以下の事由に該当する場合は追加交付を受けることができます。

ア 保護者又は小学校 6 年生以下の児童が、自宅安静療養を必要とする一時的傷病で援助が必要である場合

イ 保護者が冠婚葬祭に出席するため、援助が必要である場合

ウ 保護者が技能習得のための通学、就職活動等のため援助が必要である場合

エ 保護者が勤務日以外の出勤又は勤務時間外の勤務、出張等のため、援助が必要である場合

オ その他緊急又は一時的な援助が必要であると判断できる場合

④ 派遣時間

午前 7 時から午後 10 時まで

1 枚当たり 4 時間以内の 1 時間単位・1 回の派遣 2 時間以上・1 日複数枚の利用可

⑤ 費用負担基準

(令和6年4月1日現在)

階層区分	所得基準額		通常負担額 (児童1人の場合)			加算負担額 (児童が2人以上の場合、 1人増えるごとに加算)		
	2人世帯	扶養親族等	1時間 当たり	前日 取消料 1時間 当たり	当日 取消料 1時間 当たり	1時間 当たり	前日 取消料 1時間 当たり	当日 取消料 1時間 当たり
I	3,984,000円以下	左欄の額に 扶養親族等 1人増える ごとに 380,000円 を加算した 額	300円	100円	300円	100円	50円	100円
II	3,984,001円以上 5,551,000円以下		700円	200円	700円			
III	5,551,001円以上 7,118,000円以下		1,000円	300円	1,000円			
IV	7,118,001円以上		1,300円	400円	1,300円			

⑥ 利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	58世帯	43世帯	50世帯	51世帯	61世帯
利用枚数	819枚	650枚	932枚	806枚	905枚

(子育て支援課子ども施策推進担当)

8 ひとり親家庭等医療費助成

(事業開始 平成2年度)

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童が18歳に到達した最初の3月31日(身体障害者手帳1～3級または愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満)まで、健康保険各法令により医療に関する給付が行なわれた場合における自己負担分医療費のうち、一部又は全部を助成します。

① 対象者

児童(下記のア～キのいずれかに該当する)

父、母、養育者(上記の児童を養育している)

ア 父母が離婚していること

イ 父又は母が死亡していること

ウ 父又は母が重度の障害を有していること

エ 父又は母が生死不明であること

オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄していること

カ 配偶者からのDVにより裁判所から保護命令を受けていること

キ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されていること

ク 婚姻によらないで生まれ、父又は母に扶養されていないこと

② 申請状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	574	502	572	576	573
対象者数	799	699	787	638	577

③ 助成状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現物 給付	件数	12,749	10,445	10,532	10,837	10,726
	金額	29,457,901	26,624,690	25,710,061	27,761,530	27,375,394
現金 給付	件数	215	202	181	229	193
	金額	1,301,462	1,063,487	1,451,413	1,500,684	1,346,904
計	件数	12,964	10,647	10,713	11,066	10,919
	金額	30,759,363	27,688,177	27,161,474	29,262,214	28,722,298

④ 所得限度額

(令和6年3月31日現在)

	ひとり親家庭の父・母等	配偶者・扶養義務者等
扶養0人	1,920,000円	2,360,000円
扶養1人	2,300,000円	2,740,000円
扶養2人	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	1人につき38万円加算	1人につき38万円加算

父または母からの養育費の8割を所得と認定します。

⑤ 本人負担金

- ア 本人または同居扶養義務者が住民税課税の方は、保険診療に係る医療費（入院時食事療養標準負担額を除く）の1割が本人負担となります。但し、本人負担金には上限があります。
- イ 本人、同居扶養義務者ともに住民税非課税の方は、入院時食事療養標準負担額のみをお支払いいただくこととなります。

(子育て支援課児童給付係)

9 ひとり親家庭向け住宅施策

(1) 文京区すまいる住宅登録事業

(事業開始 平成27年度)

民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすいひとり親世帯の入居を拒まない住宅を確保し、住宅困窮者の住環境を向上し、居住の安定を図ります。

登録住宅は、福祉住宅サービス窓口及び区HPで閲覧できます。

【登録住宅の条件】

次の条件を満たす、ひとり親世帯が安心して住める優良住宅を、文京区住まいの協力店を仲介者として、住宅オーナーが登録申請を行います。

- ① 区内の民間賃貸住宅であること
- ② ひとり親世帯の入居を拒まないこと

- ③ 居室内に専用の浴室及びトイレを設置していること
- ④ 1月分の家賃（共益費等を除く）が、単身用130,000円以下、世帯用170,000円以下であること
- ⑤ 見守り電球及び緊急通報装置を設置できる住宅であること
- ⑥ 専有面積が15㎡以上であること
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅でないこと

※入居資格認定を受けたひとり親世帯が登録住宅に入居した場合、区が住宅オーナーへ1戸あたり月10,000円の謝礼を支払います。

【入居できる人の要件】

文京区すまいる住宅に入居するには、事前に入居資格の認定申請を行う必要があります。要件を審査し、入居資格認定書を発行します。

- ① 18歳未満のお子さんがある母子家庭及び父子家庭、又は父母の死亡などにより18歳未満のお子さんを祖父母などが養育している世帯であること
(18歳未満のお子さんには、満18歳に達した日の属する年度の末日までの子を含む)
(離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む)
- ② 区内に引き続き1年以上居住していること
- ③ 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
- ④ 独立して日常生活を営めること
- ⑤ 緊急連絡先があること
- ⑥ 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減又は変更を行わないこと

【住宅オーナー謝礼加算項目】

登録住宅のうち、入居者の居住に配慮されている設備部分等に対して、住宅オーナー謝礼を加算します。

- ① エレベーターが設置されている
- ② 敷地境界から登録住宅までの動線上の段差部分に手すりが設置されている
- ③ 浴室に手すりが設置されている
- ④ トイレに手すりが設置されている
- ⑤ 玄関に手すりが設置されている
- ⑥ 敷地境界から建物入口までの動線がフラット化されている、又は敷地境界から建物入口までの動線にある段差がスロープになっている
- ⑦ 居室の玄関にスロープが設置されており、かつ居室内がフラット化されている
- ⑧ 浴槽の深さが50cm以上60cm以下である
- ⑨ 玄関ドアがレバー式である
- ⑩ 浴室戸が折れ戸又は引き戸である
- ⑪ 玄関が引き戸である
- ⑫ 柱等の角にコーナークッションが取り付けられ、小児等の激突に備えられている
- ⑬ 便器が洋式である
- ⑭ トイレが幅120cm以上、奥行150cm以上である
- ⑮ 便座が暖房便座かつ温水洗浄便座付きである

- ⑯ ヒートショック現象予防のため、浴室暖房器が設置されている
 - ⑰ 熱中症予防のため、冷暖房設備が設置されている
 - ⑱ 居住者が誰でもいつでも使用することができる 20 m²以上の集会室がある
 - ⑲ 入居者の死亡及び家賃の滞納等に対応するため、賃貸住宅管理費用保険に加入している
- ※謝礼加算額は、1戸あたり月 10,000 円が上限となります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規登録住宅 (ひとり親・高齢者・障害者共通)	20 件	31 件	30 件	56 件	31 件
入居決定者	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件
新規入居資格認定者	3 件	2 件	0 件	2 件	2 件

(福祉政策課福祉住宅係)

(2) 文京区住まいの協力店制度

(事業開始 平成 27 年度)

不動産業界団体と連携し、民間賃貸住宅市場において入居制限を受けやすいひとり親世帯に対して、適切な民間賃貸住宅の情報を提供します。

【文京区住まいの協力店】

不動産業界団体から推薦を受けた民間の不動産店舗です。民間賃貸住宅への入居相談やあっせんのほか、文京区すまいる住宅の登録や入居資格認定者の入居を促進します。

店舗名	所在地	電話番号	休日
ケーコーポレーション本店	白山1-33-19 ライオンズマンション白山駅前1階	(5689) 0441	水
実用春日ホーム本店	小石川1-9-5	(5684) 0801	水・火(第2・第4)
実用ライフサポート	大塚1-1-15東谷ビル	(5319) 3280	水
大八恒産	小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル10階	(6801) 6081	日・祝
東洋ハウス	大塚1-4-10	(3947) 2411	火・水・祝
エイコーポレーション 本郷三丁目支店	本郷2-40-7	(3815) 1313	日・祝
東京不動産企画本店	千駄木2-6-6	(3823) 0561	水・祝
南桜商事	向丘1-7-8	(5684) 0002	水
パレットエステート	千駄木2-13-1ルネ千駄木プラザ1階	(3822) 7593	水・日
Pier37	向丘1-10-6	(6874) 7752	無
はせがわ住販	千石4-1-22-1階	(3945) 1616	水・祝・火(第3)
越後屋	関口1-47-12江戸川橋ビル101	(3268) 8714	水
ツルガヤ不動産	関口1-18-9	(3260) 6638	日・祝
テー・エム・ケー	関口1-21-17	(3269) 8000	日・祝
沼田商事	大塚6-8-3	(3943) 4621	日・祝
春日土地	本郷4-2-2	(3811) 1231	日・祝
電話住宅相談所	本郷4-24-7	(3813) 0001	日・祝

店舗名	所在地	電話番号	休日
エヌケーTOTALプラン	本駒込2-26-10中嶋ビル1階	(3944) 4792	水・日
保全	本駒込2-8-8	(3947) 1671	水・日・祝
明治コーポレーション	小石川5-4-4	(3812) 0555	火・水
ナミエ・エステート	本郷3-15-4本郷小林ビル1階	(5684) 0122	土・日・祝
日生不動産	湯島3-46-4	(3834) 1404	日・祝
ネオリンクワークス	本駒込6-4-3第2高野ビル101号	(5319) 2311	日・祝
後藤不動産	大塚4-52-5	(3943) 0005	日(第2)・祝
レオ・コーポレーション水道橋駅前店	本郷1-15-4文京尚学ビル1階	(3813) 6262	水

(福祉政策課福祉住宅係)

(3) ひとり親世帯移転費用等助成

(事業開始 平成4年度)

アパートの取壊し等により立ち退き要求を受けていること、又は住環境の改善のため住み替えをする場合、一定の基準に基づき転居前の家賃と転居後の家賃との差額等を助成します。

① 対象家庭

ア 18歳未満の児童と父又は母のみで構成する家庭

(18歳未満の児童には、満18歳に達した日の属する年度の末日までの者を含む)

(離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む)

イ 父母の死亡等により、18歳未満の児童を祖父母又は兄弟が養育している家庭

② 助成要件

ア 区内に引き続き1年以上居住していること

イ 現に民間賃貸住宅に居住していること

ウ 取壊し等による立ち退き要求を受けていること、又は住環境の改善のため区内の他の民間賃貸住宅に住み替えること(定期賃貸借契約の期間満了を除く)

エ 独立して日常生活を営むことができること

オ 前年の所得額が④に定める金額以下であること

カ 生活保護法による保護を受けていないこと

キ 文京区高齢者賃貸住宅登録事業による家賃助成を受けたことがないこと

ク 暴力団員でないこと

ケ 住民税を滞納していないこと

コ 現に居住する民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと

サ 本制度を利用したことがないこと

③ 助成内容

ア 移転費用(上限150,000円)

イ 新旧家賃の差額(上限月額20,000円、賃貸借契約により住み替える日から2年間)

※立ち退きに際して立ち退き料を受領する場合は、助成金が減額される場合があります。

④ 所得制限額

前年所得 1,896,000 円以下

※同居人 1 人につき 380,000 円を控除、そのほか障害者等の特別控除あり

⑤ 助成実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規	0件	4件	1件	1件	1件
継続	3件	0件	4件	4件	0件
助成世帯数	3件	4件	5件	5件	1件

※移転費用助成と家賃助成を利用している人の実人数

(福祉政策課福祉住宅係)

◆ (4) すみかえサポート事業 ◆

(事業開始 平成 18 年度)

区内の民間賃貸住宅に住み替えようとするときに連帯保証人の確保が困難な場合、区と協定を締結した民間保証会社が提供する債務保証サービスを利用できます。また、一定の要件を満たす場合は、区が初回保証料の一部を助成します。

① 対象世帯

ア 18 歳未満の児童と父又は母のみで構成する家庭

(18 歳未満の児童には、満 18 歳に達した日の属する年度の末日までの者を含む)

(離婚が成立する前であっても、書面にて離婚手続の着手を証明できる方を含む)

イ 父母の死亡等により 18 歳未満の児童を祖父母又は兄姉が養育している家庭

② 利用条件

ア 区内に引き続き 1 年以上居住していること

イ 緊急連絡先があること

③ 保証内容

滞納家賃、残存家財等の撤去費用、原状回復費用等

④ 助成内容

ア 要件 公営住宅法施行令により算出した前年の所得が 1,896,000 円以下で、住宅に係る他の公的助成を受けていないこと

イ 限度額 50,000 円

また、(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターが行うあんしん居住制度を利用した方が、上記②及び④アの要件を満たす場合、区が費用の一部を助成します。助成限度額は、制度の利用に係る事務手数料から消費税を控除した額又は消費税を控除した額の 3 分の 1 (費用の支払方法により異なる) です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すみかえサポート	2件	5件	1件	1件	0件
あんしん居住制度	2件	2件	2件	0件	0件

※高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯をあわせた実績

(福祉政策課福祉住宅係)